（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二条　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「附則第十七条」を「附則第十六条」に、「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第二条第二号中「第十四条」を「第十四条第四項」に改める。

附則第四条の見出し中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第五条中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十五年九月三十日」に、「第十四条に」を「第十四条第四項に」に改め、「及び第五項」を削り、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第六条中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十五年九月三十日」に改め、同条第一号及び第二号中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第七条（見出しを含む。）中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第八条の見出し及び同条第一項中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改め、同条第二項中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十五年九月三十日」に、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第九条（見出しを含む。）中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十条中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「平成三十五年九月三十日」に、「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十一条中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に改める。

附則第十二条第一項中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に改め、「及び附則第十四条第五項」を削り、同条第二項中「二十九年適用日」を「三十一年適用日」に改める。

附則第十三条の見出し中「二十九年軽減対象資産の譲渡等」を「三十一年軽減対象資産の譲渡等」に改める。

附則第十四条第一項中「又は第四十一条第一項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削り、「（改正法附則第三十八条第一項」を「（同条第一項」に、「次の表の上欄に掲げる改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項中「行った課税資産の譲渡等（」とあるのは「行った適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項において同じ。）に係る課税資産の譲渡等（」と、「を当該適用対象期間における」とあるのは「を当該適用対象事業に係る」と、同項第一号中「課税資産の譲渡等」とあるのは「当該適用対象事業に係る課税資産の譲渡等」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「又は改正法附則第四十一条第二項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）」を削り、「次の表の上欄に掲げる改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第二項中「行った卸売業及び小売業」とあるのは「行った適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項において同じ。）」と、「おける卸売業及び小売業」とあるのは「おける当該適用対象事業」と、同項第一号中「卸売業及び小売業」とあるのは「当該適用対象事業」に改め、同項の表を削り、同条第三項中「又は第四十二条第一項」を削り、「次の表の上欄に掲げる改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項中「卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下この項において同じ。）及び小売業（同条第二項に規定する小売業をいう。以下この項において同じ。）」とあるのは「適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項において同じ。）」と、「当該課税仕入れ」とあるのは「当該適用対象事業に係る課税仕入れ」と、「当該課税貨物」とあるのは「当該適用対象事業に係る課税貨物」と、「卸売業及び小売業」とあるのは「当該適用対象事業」に改め、同項の表を削り、同条第四項中「又は第四十二条第一項」を削り、同条第五項を削る。

附則第十五条第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

附則第十六条第一項中「、第三十九条第一項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十二条第一項又は第四十三条第一項」を「又は第三十九条第一項」に改め、同条第二項中「及び改正法附則第四十三条第一項において読み替えて準用する消費税法第三十七条第一項の規定による届出書」を削る。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十九号

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号）附則第八条第二項の表の改正規定を削る。

第五条のうち租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第十五条第二項の表の改正規定中「附則第十五条第二項の表第十六条第一項第一号の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同表第二十三条第一項の項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に、」を「附則第十五条第二項の表第二十三条第一項の項中」に改める。

附則第一条第三号を次のように改める。

三　第一条中租税特別措置法施行令第三条の三第一項の改正規定、同令第五条の三第七項の改正規定（「、第十条の五の四第五項及び第六項」を削る部分に限る。）、同令第五条の六の四を削る改正規定、同令第五条の七第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「、第十条の五の三第六項及び第十条の五の四第十項」を「及び第十条の五の三第六項」に改める部分